

緊急搬送先の委託

- 1) 登録医療機関において処置が困難と判断した場合
- 2) 登録医療機関の診療時間外及びその他の理由によって診療できない場合
- 3) 被験者の安全性の確保のため緊急搬送措置を講ずる必要がある場合等

しかるべき緊急対応可能医療機関へ

広島市周辺: 広島大学病院高度救命救急センターなど
広島市以外: 漸次、地区単位で紹介

